

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象外業種

大分類	中分類	備考
農業、林業		
漁業		
金融業、保険業		保険媒介代理業を除く
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	
生活関連サービス業、娯楽業	娯楽業	競輪・競馬等の競走場、競技団、 遊戯場
教育、学習支援業		学習塾、教養・技能教授業を除く
医療、福祉	保健衛生	
複合サービス事業		
サービス業（他に分類されないもの）	政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、外国公務	
公務（他に分類されるものを除く）		
分類不能の産業		

上記のほか、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する店舗